別記様式第63号

村民税・県民税納税通知書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 行政区 | 納税組合 | 世帯番号 | 通知書番号 |  | 課税標準額 | 総合課税 | 短期譲渡 | 長期譲渡 | 山林 | 有価証券 |  |
| 住所　〒氏名様この税金は右記によって納付してください。 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 所得割額 |  | 総合課税 | 短期譲渡 | 長期譲渡 | 山林 | 有価証券 |  |
| 村民税 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 県民税 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 税額 |  | 所得割額合計 | 配当控除 | 調整額及び端数 | 定率控除 | 均等割額 | 差引合計 | 年税額 |
| 村民税 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 県民税 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
|  |
| ※　裏面をごらんください。 |  | 期別 | 第１期 | 第2期 | 第3期 | ※納付場所産山村役場 |
| 納付額 | 円 | 円 | 円 |
| 納期 | よりまで | よりまで | よりまで |
| 村民税・県民税納付書兼領収済通知書 |  | 村民税・県民税領収証書 |
| 年度 | 行政区 | 納税組合 | 世帯番号 | 整理番号 | 期別 | 年度 | 行税区 | 納税組合 | 世帯番号 | 整理番号 | 期別 | ※この領収証書は5年間保存してください。 |
| 氏名様 | 住所　〒氏名様 |
|  |  |  |  |
| 年度 | 通知書番号 | 期別 | 納付額 | 円 | 領収日付印 |  |
| 納期限 | 督促手数料 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
|  | 合計 | 円 |
| 上記の金額を領収したので通知します。　　　　　　　　　　　　　　　　熊本県産山村産山村収入役様有無※お願い･･･この領収済通知書は直接機械に読み込ませますので折ったり汚したりしないでください。（産山村保管） | 年度 | 通知書番号 | 期別 | 納付額 | 円 |
| 納期限 | 督促手数料 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
| 上記の金額を領収しました。産山村収入役（納税者保管） | 合計 | 円 |
| ※納付場所産山村役場 | 領収日付印 |
| 熊本県産山村 |

裏面

賦課の根拠

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1．地方税法第294条並びに産山村税条例第23条の規定により村内に住所を有する個人、村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者は村民税が、また地方税法第24条並びに熊本県税条例第26条の規定により村民税を課せられる個人に対しては県民税が課せられます。2．所得割①　総合課税所得(ｲ)　村民税課税総所得金額　　　　税率　　速算控除額200万円以下の金額　　　　3％　　　　－200万円をこえる金額　　　8％　　100,000円700万円をこえる金額　　 10％　　240,000円(ﾛ)　県民税課税総所得金額　　　　税率　　速算控除額700万円以下の金額　　　　2％　　　　　－700万円をこえる金額　　　3％　　 70,000円②　調整措置当分の間、所得割の調整措置を講ずる。 （附則第3条の3）本人　　但し、控除対象配偶者又は扶養親族控除対象配偶者　　が有れば、左記で求めた金額に31万35万円×　扶養親族の合計数　　円を加える。―（総所得金額等―算出税額）＝調整額調整額は、税額より控除する。 |  | ③　定率控除額定率控除前所得割額の15％（ただし、県民税及び村民税をあわせて上限4万円）3．納期は3回に分かれておりますから、各納期の金額について各納期限までに納付して下さい。4．納期の到来していない第2、第3期分の税金を前納した場合は村税条例第42条の規定によって報奨金が交付されます。5．納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合はこの納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に村長に対して異議申立てをすることが出来ます。6．納期限までに税金を完納しないために督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合においては滞納処分を受けることになります。7．納期限が土曜、日曜、祝祭日に当たる場合は翌日を納期限とします。 |